

【事案Ⅱ－４】通院共済金請求

・2019年4月9日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、エスカレーターの急停止により腰部を受傷し、災害通院共済金を請求したが、被申立人は通院期間（平成27年11月10日～平成28年4月18日）の一部を支払わなかったことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、通院共済金の未払い分を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

申立人は、就職する予定であったが、ケガのため就職内定を取り消された。

ケガから回復後に別の会社に就職するまでの通院日が支払請求の裏付けである。

したがって、被申立人より、「日常生活等に支障のある期間以降の共済金を支払わない」とされたのは判断誤りである。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

主治医の診断書および医療照会回答書によれば、遅くとも、主治医が腰痛の軽減を認め、以降の薬剤の処方されていない平成28年1月16日から後は、申立人に「平常の生活または業務に支障」があるとは認められない状態になっていたと解され、また少なくともそれ以降の症状が、災害通院見舞金の支払対象とならない「腰痛で他覚症状のないもの」にあたることは明らかであることから、同日以降の通院共済金の支払を求める申立人の主張には理由がない。

<裁定の概要>

「申立人の請求はいずれも認めない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人の傷病は、腰痛を自覚症状とする腰椎捻挫であり、平成28年1月15日には腰痛の軽減を認め、さらに同年1月16日以降は、医師により薬剤が処方される

ことはなく、もっぱら申立人自身の意向と疼痛の自覚症状を理由として、リハビリテーション治療のみが行われていたものである。

また、就職内定取消しや腰部固定ベルトの装着と通院治療の必要性との関連は、客観的に明らかでなく、申立人の主張を採用することはできない。

総合的に勘案すると、少なくとも平成 28 年 1 月 16 日以降については、疾病の性質および治療の内容等との関係で、病院または診療所に通うことまたは往診により医師の治療を受ける必要性のある状態にあったとは認めがたく、約款・事業規約が定める「通院」に該当するとは見られない。